

ひとり親家庭支援制度などのQA(令和2年6月1日時点)

※横浜市内にお住まいの方を対象に作成しています。

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する情報について（横浜市ポータルサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>

NO	設問	回答	作成時点	最終更新時点
1	仕事がなくなってしまった。どこか就労相談ができるところはないか。	母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）でひとり親の就労支援を行っております。まずはお電話（045-663-4188）にてご相談ください。 【ひとり親サポートよこはま】 http://www.hitosapo-ykh.jp/index.html	R2.4.24	R2.4.24
2	家庭のことや経済的なこと、いろいろなことが不安になっている。どこか話を聞いてもらい、相談に乗ってくれるところはないか。	母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）で就労支援などに関するご相談を受け付けております。（045-663-4188） このほか、「ひとり親家庭のしおり」という冊子の中で、ひとり親家庭の皆様に向けた様々な支援制度や相談機関の連絡先をご案内しておりますので参考にご活用ください。 【ひとり親家庭のしおり】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/shiori.html またひとり親家庭の方に限らず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、生活にお困りの方のご相談をお住まいの区の区役所で承っております。 【生活にお困りの方へ】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/	R2.4.24	R2.6.1

NO	設問	回答	作成時点	最終更新時点
3	<p>新型コロナウイルスの影響によって、収入が減ってしまった。ひとり親家庭に対する特別な給付金はないのか。</p>	<p>令和2年3月分または4月分の児童扶養手当受給世帯と、令和2年5月分から同手当の受給対象となる世帯に対して、1世帯あたり一律2万円の臨時特別給付金を給付することといたしました。</p> <p>受給対象となる世帯へは6月中旬にお知らせを送付し、特段の手続きをいただくことなく6月下旬を目途に児童扶養手当の振込先口座へお振込みする予定です。</p> <p>また、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金についても支給の準備を進めております。詳細は各給付金のホームページをご参照ください。</p> <p>【ひとり親世帯等への臨時特別給付金について（本市独自）】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/20200520h-kyufu.html</p> <p>【特別定額給付金について（全国一律）】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/teigaku/teigaku.html</p> <p>【子育て世帯への臨時特別給付金（全国一律）】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/teate/default.html</p>	R2.4.24	R2.6.1
4	<p>国が検討しているひとり親世帯への給付金はいつ・誰がもらえるのか。</p>	<p>現在国において補正予算案として閣議決定されたところですが、具体的にお示しできるようになりましたら本市においてもホームページなどでご案内します。</p>	R2.6.1	R2.6.1

NO	設問	回答	作成時点	最終更新時点
5	<p>新型コロナウイルスの影響によって、収入が減ってしまった。ひとり親家庭に対する一時的な生活資金の貸付などは行っていないか。</p>	<p>社会福祉協議会が実施している生活資金の貸付制度があります。以下のページをご参照いただくとともに、詳細はお住まいの区の社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <p>【生活福祉資金 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付について】</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/hisaisha/keizai/kyufu/seikatufukushishikin.html</p> <p>このほか、生活費が一時的に不足している方に対し、母子父子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付制度があります。以下の貸付を受けられる対象者や要件をご確認のうえ、該当する場合にはお住まいの区のこども家庭支援課にお問い合わせください。</p> <p>①ひとり親となって7年を経過していない方で、貸付後おおむね3か月以内で経済的自立が見込まれる場合（貸付期間終了後に再び生活費が不足し、再度貸付に頼らなければならない状況が想定される場合は、貸付できません）</p> <p>②継続して就労していたひとり親の方で、離職したが、貸付後1年以内に再就職の見込みがある場合（既に内定を得ているなど、確実に就職することが決まっている場合のみ貸付対象となります）</p> <p>【母子父子寡婦福祉資金について】</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/boshifushikafushikin.html</p> <p>またひとり親家庭の方に限らず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、生活にお困りの方のご相談をお住まいの区の区役所で承っております。</p> <p>【生活にお困りの方へ】</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/</p>	R2.4.24	R2.6.1
6	<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付金の償還（返済）を続けているが、新型コロナウイルスによる影響で償還が著しく困難になってしまった。償還に対する猶予等はあるのか。</p>	<p>新型コロナウイルスによる影響で償還が著しく困難な状況になった場合、1年以内の支払猶予を受けられる可能性があります。</p> <p>まずはこども青少年局こども家庭課（045-671-2395）までご相談ください。</p> <p>※ご滞納分については支払猶予の制度はありませんが、支払いが困難な場合は、同じくこども家庭課までご相談ください。</p>	R2.4.24	R2.4.24

NO	設問	回答	作成時点	最終更新時点
7	<p>保育所等に子どもを預けることができなくなってしまったが、子どもの面倒を見てくれる制度はあるのか。</p>	<p>登園自粛の要請がある中でも、お仕事などで真に保育が必要である場合については、保育所等で保育を行うこととなっております。まずお通いの保育所等へご相談ください。また保育所等に関する登園自粛の取扱いにご不明な点がある場合は、こども青少年局保育・教育運営課（045-671-3564）へお問い合わせください。</p> <p>そのうえでなお預け先等をお探しにならない場合、就職活動や、家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、日常生活をお手伝いする「横浜市日常生活等支援事業」制度がございます。利用開始前に必要なお手続きなどがございますので、こども青少年局こども家庭課（045-671-2390）までご相談ください。</p> <p>【注】登園自粛の理由がお通いの保育所等において陽性者が出たことによる場合には、いずれのサービスについても実質利用困難となる可能性があります。</p> <p>（横浜市日常生活等支援事業） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/boshi.html ※ページの中ほどに掲載しています。</p>	R2.4.24	R2.4.24
8	<p>まだ陽性と決まっていなくても、家族が感染したかもしれない。どう対処すればいいのか。</p>	<p>以下のホームページにて、感染が疑われる方がご家庭内にいる場合の注意事項などを掲載しています。</p> <p>また、横浜市では感染症コールセンター（045-550-5530）を設置しておりますので、合わせてご利用ください。</p> <p>【（厚生労働省）新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html</p> <p>【新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について（コールセンター）】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/ncov-soudan.html</p>	R2.4.24	R2.4.24

NO	設問	回答	作成時点	最終更新時点
9	<p>自身が新型コロナウイルスに感染してしまった場合に子どもを家で見ることがなくなってしまう。子どもはどうになってしまうのか。</p>	<p>ひとり親のご世帯でお母様やお父様が感染してしまい、ご家庭でお子様の保育者がいなくなってしまう場合は、関係機関にて調整をいたします。</p> <p>その際は、ご親族などのご協力が得られる状況か、いずれかの預け先が必要になるかなど、様々な状況に合わせて調整をいたします。</p> <p>いずれの場合におきましても、お子様を孤立させてしまうことがないように、ご家庭に寄り添いながら進めてまいります。</p>	R2.4.24	R2.4.24